

国内クレジット認証委員会御中

## 審査結果概要書

平成 21 年 7 月 10 日

審査機関名 株式会社日本スマートエナジー

### 1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	ホテルにおける居住環境の向上と省エネをめざす排出削減事業
排出削減事業者名	株式会社ニューオータニ九州
排出削減共同実施事業者名	オリックス環境株式会社
事業実施場所	ホテルニューオータニ博多（福岡市中央区渡辺通 1-1-2）
事業の概要	冷温水搬送ポンプにインバーターを導入することでエネルギー効率を改善しエネルギー消費量を削減、また空調機給排気ファンにインバーターを導入することでエネルギー効率を改善しエネルギー消費量を削減する。
排出削減量の計画	477tCO <sub>2</sub> /年（事業実施期間合計 1,431tCO <sub>2</sub> ）
国内クレジット 認証期間	開始日 2010年4月1日 終了予定日 2013年3月31日
排出削減方法論	方法論番号 005 間欠運転制御、インバーター制御又は台数制御によるポンプ・ファン類可変能力制御機器の導入

### 2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

### 3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：ホテルニューオータニ博多</p>
追加性を有すること	<p>1)本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを質問等により確認した。</p> <p>2)本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用されることを質問、関連資料の閲覧により確認している。本事業の投資回収年数計算について、入手した根拠資料、質問および検算により 5.3 年であることを確認した。投資回収年数の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。</p> <p>3)本事業者は、当ホテル（排出削減事業者）は、国際的にも通用する居住性向上を目指しホテル全体の空調でありながら年間を通して客室毎に冷暖房選択が可能な空調システム導入を実施することを計画している。これにより滞在者の快適性を高めることが可能であるが、環境への配慮から、加えて省エネ化、省 CO2 化を図れる事業を検討していたところ、ESCO 事業者であるオリックス株式会社による提案により、国内クレジット制度を活用しつつ、インバーター導入を計画したものが本排出削減事業である。</p> <p>本事業者としては、民生サービス分野での排出削減対策の模範となることも意識しており、国内クレジット制度活用による CSR 効果も投資決定の要因の一つとなったと判断できる。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>自主行動計画に参加していないことについては、排出削減事業者およびその他関連事業者への質問により、また自主行動計画参加業界団体である日本ホテル協会（国交省管轄）のホームページ上にも本事業者の名前がないことの確認などにより、自主行動計画に参加していない事業者であることの確認</p>

	<p>を実施した。</p>
<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 005「間欠運転制御、インバーター制御又は台数制御によるポンプ・ファン類可変能力制御機器の導入」に基づき排出削減量を計算しており、また、方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認している。</p> <p>2) 既存設備（ポンプ、空調機）の使用年数は、法定耐用年数の2倍（30年）を超えた設備であるが、排出削減事業者やその他関連事業者への質問、関連資料の確認、既存設備にインバーターを導入する事業である事等により、本排出削減事業がなければ既存設備が継続して使用できたことを個別に確認している。</p> <p><b>【方法論番号 005 間欠運転制御、インバーター制御又は台数制御によるポンプ・ファン類可変能力制御機器の導入】</b></p> <p>適用条件1については、現地審査の際の各設備の確認、設備の機器台帳、及び担当者への質問により、既存のポンプ・ファン類の設備にインバーター制御装置を導入している事を確認した。</p> <p>適用条件2については、事業実施前及び実施後のエネルギー使用量に最も影響を与える活動量は設備の稼働時間であり、BEMSにより計測できる事を現地審査、担当者への質問により確認している。</p> <p>2)その他、バウンダリの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p>

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

#### 4. 特記事項

投資回収年数については、補助金を除いた純投資額をもとに算出している。

以上